

目次

平成14年 5月14日作成
平成16年 6月14日改正
平成18年 8月 1日改正
平成20年 4月25日改正
平成21年 6月24日改正
平成23年 8月26日改正
平成24年 9月12日改正
平成25年 3月13日改正

第1編 総則

第1章	計画の目的及び構成	1
第2章	防災対策の基本方針	1
第3章	防災に関する組織・体制	4
第1節	国土交通省防災会議	4
第2節	国土交通省地震災害警戒本部等	5
第3節	国土交通省非常災害対策本部及び国土交通省緊急災害対策本部等	5
第4節	国土交通省災害対策連絡調整会議	5
第5節	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	6
第6節	施設等機関及び地方支分部局の防災業務計画	6

第2編 地震災害対策編

第1章	災害予防	7
第1節	震災対策の推進	7
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	7
第2	所管施設等の地震に対する安全性の確保等	7
第3	主要交通・通信機能強化	8
第4	都市の防災構造化の推進	8
第5	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	10
第6	河川整備の推進	11
第7	土砂災害に対する安全性の確保	11
第8	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	12
第9	宅地造成に伴う防災措置	13
第10	鉄道施設の安全性の確保及び指導	13
第11	港湾施設の整備	14
第12	航空施設の整備	14
第13	避難地・避難路等の確保・整備	15
第14	防災拠点の確保・整備	15
第15	ライフライン対策の推進	17
第16	災害時要援護者対策の推進	17
第17	農地防災等の推進	17
第18	廃棄物処理施設等の整備等の推進	18
第19	防災に関する広報・情報提供等	18
第2節	危機管理体制の整備	18
第1	情報の収集・連絡体制の整備	18
第2	通信手段等の整備	20
第3	関係機関との連携	21
第4	応急復旧体制等の整備	21
第5	緊急輸送の実施体制の整備	24
第6	代替輸送の実施体制の整備	24
第7	二次災害の防止体制の整備	25
第8	後方支援体制の整備	25
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	26
第4節	防災教育等の実施	27
第1	防災に関する研修等の実施	27

第2	防災知識の普及	27
第3	人材の育成	28
第5節	防災訓練	28
第6節	再発防止対策の実施	29
第2章	災害応急対策	30
第1節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	30
第1	災害情報の収集・連絡	30
第2	通信手段の確保	31
第2節	災害対策用ヘリコプター等による情報収集	31
第3節	活動体制の確立	32
第4節	政府本部への対応等	32
第1	災害対策関係省庁連絡会議	32
第2	政府本部	33
第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	33
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	34
第7節	災害発生時における応急工事等の実施	34
第8節	災害発生時における交通の確保等	35
第1	道路交通の確保	35
第2	海上交通の確保	35
第3	航空交通の確保	36
第9節	緊急輸送	36
第1	基本方針	36
第2	関係事業者等に対する要請、調整	36
第3	緊急輸送に対する支援	36
第10節	代替輸送	37
第11節	二次災害の防止対策	37
第12節	ライフライン施設の応急復旧	38
第13節	地方公共団体等への支援	39
第1	情報収集、人員の派遣、資機材の提供等	39
第2	避難活動	39
第3	応急仮設住宅の建築支援等	40
第4	飲料水の確保、支援等	40
第5	消防活動への支援	40
第14節	被災者・被災事業者に対する措置	40
第1	被災者等への対応	40
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	41
第3	適切かつ公正な輸送サービスの提供	42
第15節	災害発生時における広報	42
第16節	自発的支援への対応	42
第3章	災害復旧・復興	43
第1節	災害復旧・復興の基本方針	43
第2節	災害復旧の実施	43
第1	災害復旧工事の早期着手	43
第2	査定の早期実施	43
第3	災害復旧の推進	44
第4	再度災害の防止	45
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	45
第4節	都市の復興	45
第1	計画的復興への支援	45
第2	復興まちづくりへの支援	45
第3	地域の復興への支援	45
第5節	借地借家制度等の特例の適用	46
第6節	被災者の居住の安定確保に対する支援	46
第1	公営住宅の整備等	46
第2	危険区域における住宅再建	46
第3	住宅金融支援機構による融資	47

第4	被災者等に対する相談機能の充実	47
第7節	被災事業者等に対する支援措置	47
第4章	東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画	48
第1節	地震防災応急対策に係る措置	48
第1	警戒宣言等の伝達等	48
第2	国土交通省地震災害警戒本部の設置	48
第3	地震防災応急対策を行う要員の確保及び他機関との協力体制	48
第4	災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配等	49
第5	警戒宣言時の広報	49
第6	地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等	49
第7	避難対策等	50
第8	水防対策	50
第9	住宅金融対策	50
第10	道路交通対策	50
第11	緊急輸送対策	50
第12	鉄道交通対策	51
第13	海上交通対策	51
第14	航空交通対策	51
第15	他機関等に対する応援要請	51
第16	所管施設に関する対策等	52
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	52
第1	避難地	52
第2	避難路	52
第3	緊急輸送道路	53
第4	港湾施設	53
第5	石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地等	53
第6	海岸保全施設及び河川管理施設	53
第7	砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設	54
第3節	中央防災会議主事会議の申合せ	54
第4節	大規模な地震に係る防災訓練	54
第5節	地震防災上必要な教育及び広報	55
第1	職員等に対する教育等	55
第2	居住者等に対する教育・広報	55
第6節	地方支分部局等地震防災強化計画の作成	56
第5章	東南海・南海地震防災対策推進計画	56
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	56
第1	避難地	56
第2	避難路	57
第3	消防用施設	57
第4	消防活動が困難である区域の解消に資する道路	57
第5	老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地または建築物	57
第6	緊急輸送道路	57
第7	ヘリポート	57
第8	港湾施設	58
第9	共同溝等	58
第10	海岸保全施設及び河川管理施設	58
第11	砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設	58
第12	地域防災拠点施設	59
第13	被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達に必要な施設または設備	59
第14	地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設または設備	59
第15	救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫	59
第2節	津波からの防護及び円滑な避難の確保	59
第1	津波からの防護のための施設の整備等	59

第2	津波に関する情報の伝達等	60
第3	避難対策等	60
第4	水防対策	60
第5	道路交通対策	61
第6	鉄道交通対策	61
第7	海上交通対策	61
第8	航空交通対策	61
第9	所管施設に関する対策等	61
第3節	防災体制	62
第1	災害対策本部等の設置及び要員参集体制	62
第2	地震発生時の応急対策	62
第3	資機材、人員等の配備手配	62
第4	地域防災力の向上	62
第5	物資の備蓄・調達	62
第4節	防災訓練	63
第5節	地震防災上必要な教育及び広報	63
第1	職員等に対する教育等	63
第2	居住者等に対する教育・広報	64
第6節	地方支分部局等推進計画の作成	64
第6章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	64
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	64
第1	避難地	65
第2	避難路	65
第3	消防用施設	65
第4	消防活動が困難である区域の解消に資する道路	65
第5	老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地または建築物	65
第6	緊急輸送道路	66
第7	ヘリポート	66
第8	港湾施設	66
第9	共同溝等	66
第10	海岸保全施設及び河川管理施設	67
第11	砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設	67
第12	地域防災拠点施設	67
第13	被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達に必要な施設または設備	67
第14	地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設または設備	67
第15	救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫	67
第16	雪崩対策施設	68
第17	漁港施設、農業施設	68
第2節	津波からの防護及び円滑な避難の確保	68
第1	津波からの防護のための施設の整備等	68
第2	津波に関する情報の伝達等	68
第3	避難対策等	69
第4	水防対策	69
第5	道路交通対策	69
第6	鉄道交通対策	70
第7	海上交通対策	70
第8	航空交通対策	70
第9	所管施設に関する対策等	70
第10	雪崩対策	70
第3節	防災体制	70
第1	災害対策本部等の設置及び要員参集体制	70
第2	地震発生時の応急対策	71
第3	資機材、人員等の配備手配	71
第4	地域防災力の向上	71

第5	物資の備蓄・調達	71
第4節	防災訓練	71
第5節	地震防災上必要な教育及び広報	72
第1	職員等に対する教育等	72
第2	居住者等に対する教育・広報	72
第6節	地方支分部局等推進計画の作成	73

第3編 津波災害対策編

第1章	災害予防	75
第1節	津波対策の推進	75
第1	津波対策の基本的な考え方	75
第2	津波に強い国づくり、地域づくり	75
第3	各種事業・計画に基づく対策の実施	76
第4	海岸保全施設等の津波に対する安全性の確保、整備等	76
第5	避難地・避難路等の確保・整備	77
第6	主要交通・通信機能強化	77
第7	都市の防災構造化の推進	78
第8	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	79
第9	河川整備の推進	80
第10	土砂災害に対する安全性の確保	80
第11	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	81
第12	鉄道利用者の安全性の確保及び指導	81
第13	港湾施設の整備	81
第14	航空施設の整備	82
第15	防災拠点の確保・整備	82
第16	ライフライン対策の推進	84
第17	災害時要援護者対策の推進	84
第18	農地防災等の推進	84
第19	廃棄物処理施設等の整備等の推進	85
第20	防災に関する広報・情報提供等	85
第21	海上交通対策	85
第2節	危機管理体制の整備	86
第1	情報の収集・連絡体制の整備	86
第2	通信手段等の整備	87
第3	関係機関との連携	88
第4	応急復旧体制等の整備	89
第5	緊急輸送の実施体制の整備	91
第6	代替輸送の実施体制の整備	92
第7	二次災害の防止体制の整備	92
第8	後方支援体制の整備	92
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	93
第4節	防災教育等の実施	94
第1	防災に関する研修等の実施	94
第2	防災知識の普及	94
第3	人材の育成	95
第5節	防災訓練	96
第6節	再発防止対策の実施	97
第2章	災害応急対策	97
第1節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	97
第1	災害情報の収集・連絡	97
第2	通信手段の確保	98
第2節	災害対策用ヘリコプター等による情報収集	99
第3節	活動体制の確立	99
第4節	政府本部への対応等	100
第1	災害対策関係省庁連絡会議	100
第2	政府本部	100

第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	100
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	101
第7節	災害発生時における応急工事等の実施	101
第8節	災害発生時における交通の確保等	102
第1節	道路交通の確保	102
第2節	海上交通の確保	103
第3節	航空交通の確保	103
第9節	緊急輸送	103
第1節	基本方針	103
第2節	関係事業者等に対する要請、調整	103
第3節	緊急輸送に対する支援	104
第10節	代替輸送	104
第11節	二次災害の防止対策	104
第12節	ライフライン施設の応急復旧	105
第13節	地方公共団体等への支援	106
第1節	情報収集、人員の派遣、資機材の提供等	106
第2節	避難活動	106
第3節	応急仮設住宅の建築支援等	107
第14節	被災者・被災事業者に対する措置	107
第1節	被災者等への対応	107
第2節	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	108
第3節	適切かつ公正な輸送サービスの提供	108
第4節	飲料水の確保、支援等	109
第5節	消防活動への支援	109
第15節	災害発生時における広報	109
第16節	自発的支援への対応	109
第3章	災害復旧・復興	110
第1節	災害復旧・復興の基本方針	110
第2節	災害復旧の実施	110
第1節	災害復旧工事の早期着手	110
第2節	査定の早期実施	110
第3節	災害復旧の推進	111
第4節	再度災害の防止	112
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	112
第4節	都市の復興	112
第1節	計画的復興への支援	112
第2節	復興まちづくりへの支援	112
第3節	地域の復興への支援	113
第5節	借地借家制度等の特例の適用	113
第6節	被災者の居住の安定確保に対する支援	113
第1節	公営住宅の整備等	113
第2節	危険区域における住宅再建	113
第3節	住宅金融支援機構による融資	114
第4節	被災者等に対する相談機能の充実	114
第7節	被災事業者等に対する支援措置	114
第4編	風水害対策編	
第1章	災害予防	117
第1節	風水害対策の推進	117
第1節	各種事業・計画に基づく対策の実施	117
第2節	河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等	117
第3節	主要交通・通信機能強化	119
第4節	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	120
第5節	都市の防災構造化の推進	120
第6節	災害発生のおそれのある区域に関する措置	122

第7	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	123
第8	宅地造成に伴う防災措置	123
第9	鉄道施設の安全性の確保及び指導	123
第10	港湾施設の整備	124
第11	航空施設の整備	124
第12	避難地・避難路等の確保・整備	124
第13	防災拠点の確保・整備	124
第14	ライフライン対策の推進	125
第15	災害時要援護者対策の推進	126
第16	農地防災等の推進	126
第17	廃棄物処理施設等の整備等の推進	126
第18	防災に関する広報・情報提供等	126
第2節	危機管理体制の整備	127
第1	情報の収集・連絡体制の整備	127
第2	通信手段等の整備	128
第3	関係機関との連携	130
第4	応急復旧体制等の整備	130
第5	緊急輸送の実施体制の整備	132
第6	代替輸送の実施体制の整備	133
第7	二次災害の防止体制の整備	133
第8	後方支援体制の整備	134
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	134
第4節	防災教育等の実施	135
第1	防災に関する研修等の実施	135
第2	防災知識の普及	135
第3	人材の育成	136
第5節	防災訓練	136
第6節	再発防止対策の実施	137
第2章	災害応急対策	137
第1節	災害発生直前の対策	137
第1	風水害に関する警報等の伝達	138
第2	災害未然防止活動	138
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	138
第1	災害情報の収集・連絡	139
第2	通信手段の確保	140
第3節	活動体制の確立	140
第4節	政府本部への対応等	141
第1	災害対策関係省庁連絡会議	141
第2	政府本部	141
第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	141
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	142
第7節	災害発生時における応急工事等の実施	142
第8節	災害発生時における交通の確保等	143
第1	道路交通の確保	143
第2	海上交通の確保	144
第9節	緊急輸送	144
第1	基本方針	144
第2	関係事業者等に対する要請、調整	144
第3	緊急輸送に対する支援	144
第10節	代替輸送	145
第11節	二次災害の防止対策	145
第12節	ライフライン施設の応急復旧	146
第13節	地方公共団体等への支援	146
第1	情報収集、人員の派遣、資機材の提供等	146
第2	避難活動	147
第3	応急仮設住宅の建築支援等	147
第4	飲料水の確保、支援等	147

第14節	被災者・被災事業者に対する措置	147
第1	被災者等への対応	147
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	148
第3	適切かつ公正な輸送サービスの提供	148
第15節	災害発生時における広報	149
第16節	自発的支援への対応	149
第3章	災害復旧・復興	150
第1節	災害復旧・復興の基本方針	150
第2節	災害復旧の実施	150
第1	災害復旧工事の早期着手	150
第2	査定の早期実施	150
第3	災害復旧の促進	150
第4	再度災害の防止	151
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	151
第4節	都市の復興	152
第1	計画的復興への支援	152
第2	復興まちづくりへの支援	152
第5節	借地借家制度等の特例の適用	152
第6節	被災者の居住の安定確保に対する支援	152
第1	公営住宅の整備等	152
第2	危険区域における住宅再建	153
第3	住宅金融支援機構による融資	153
第4	被災者等に対する相談機能の充実	153
第7節	被災事業者等に対する支援措置	154

第5編 火山災害対策編

第1章	災害予防	155
第1節	火山災害対策の推進	155
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	155
第2	火山砂防施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	155
第3	主要交通・通信機能強化	156
第4	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	156
第5	都市の防災構造化の推進	157
第6	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	157
第7	港湾施設の整備	157
第8	避難地・避難路等の確保・整備	157
第9	防災拠点の確保・整備	158
第10	ライフライン対策の推進	159
第11	災害時要援護者対策の推進	159
第12	農地防災等の推進	160
第13	廃棄物処理施設等の整備等の推進	160
第14	防災に関する広報・情報提供等	160
第2節	危機管理体制の整備	160
第1	情報の収集・連絡体制の整備	161
第2	通信手段等の整備	161
第3	関係機関との連携	163
第4	応急復旧体制等の整備	163
第5	緊急輸送の実施体制の整備	165
第6	代替輸送の実施体制の整備	166
第7	二次災害の防止体制の整備	167
第8	後方支援体制の整備	167
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	167
第4節	防災教育等の実施	168
第1	防災に関する研修等の実施	168
第2	防災知識の普及	168
第3	人材の育成	169
第5節	防災訓練	169

第6節	再発防止対策の実施	170
第2章	災害応急対策	170
第1節	災害発生直前の対策	170
第1	火山災害に関する警戒体制の強化	170
第2	警戒区域の設定、避難勧告等	170
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	171
第1	災害情報の収集・連絡	171
第2	通信手段の確保	172
第3節	活動体制の確立	173
第4節	政府本部への対応等	173
第1	災害対策関係省庁連絡会議	173
第2	政府本部	173
第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	173
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	174
第7節	災害発生時における応急工事等の実施	175
第8節	災害発生時における交通の確保等	175
第1	道路交通の確保	175
第2	海上交通の確保	176
第9節	緊急輸送	176
第1	基本方針	176
第2	関係事業者等に対する要請、調整	176
第3	緊急輸送に対する支援	177
第10節	代替輸送	177
第11節	二次災害の防止対策	177
第12節	ライフライン施設の応急復旧	178
第13節	地方公共団体等への支援	178
第1	情報収集、人員の派遣、資機材の提供等	178
第2	避難活動	179
第3	応急仮設住宅の建築支援等	179
第4	飲料水の確保、支援等	179
第5	消防活動への支援	180
第14節	被災者・被災事業者に対する措置	180
第1	被災者への対応	180
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	181
第3	適切かつ公正な輸送サービスの提供	181
第15節	災害発生時における広報	181
第16節	自発的支援への対応	181
第3章	災害復旧・復興	182
第1節	災害復旧・復興の基本方針	182
第2節	災害復旧の実施	182
第1	降灰除去事業の実施	182
第2	災害復旧工事の早期着手	182
第3	査定の早期実施	183
第4	緊要事業の推進	183
第5	災害復旧の促進	183
第6	再度災害の防止	184
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	184
第4節	都市の復興	184
第1	計画的復興への支援	184
第2	復興まちづくりへの支援	184
第5節	借地借家制度等の特例の適用	185
第6節	被災者の居住の安定確保に対する支援	185
第1	公営住宅の整備等	185
第2	危険区域における住宅再建	185
第3	住宅金融支援機構による融資	186
第4	被災者等に対する相談機能の充実	186

第7節	被災事業者等に対する支援措置	186
第6編 雪害対策編		
第1章	災害予防	187
第1節	雪害対策の推進	187
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	187
第2	雪害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等	187
第3	主要交通・通信機能強化	188
第4	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	188
第5	都市の防災構造化の推進	188
第6	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	189
第7	防災拠点の確保・整備	189
第8	ライフライン対策の推進	189
第9	災害時要援護者対策の推進	190
第10	農地防災等の推進	190
第11	廃棄物処理施設等の整備等の推進	190
第12	防災に関する広報・情報提供等	190
第2節	危機管理体制の整備	191
第1	情報の収集・連絡体制の整備	191
第2	通信手段等の整備	192
第3	関係機関との連携	193
第4	応急復旧体制等の整備	193
第5	緊急輸送の実施体制の整備	196
第6	代替輸送の実施体制の整備	197
第7	二次災害の防止体制の整備	197
第8	後方支援体制の整備	197
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	198
第4節	防災教育等の実施	198
第1	防災に関する研修等の実施	198
第2	防災知識の普及	198
第3	人材の育成	199
第5節	防災訓練	199
第6節	再発防止対策の実施	200
第2章	災害応急対策	200
第1節	災害発生直前の対策	200
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	200
第1	災害情報の収集・連絡	201
第2	通信手段の確保	202
第3節	活動体制の確立	202
第4節	政府本部への対応等	203
第1	災害対策関係省庁連絡会議	203
第2	政府本部	203
第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	203
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	204
第7節	災害発生時における応急工事等の実施	204
第8節	災害発生時における交通の確保等	205
第1	道路交通の確保	205
第9節	緊急輸送	205
第1	基本方針	205
第2	関係事業者等に対する要請、調整	205
第3	緊急輸送に対する支援	206
第10節	代替輸送	206
第11節	二次災害の防止対策	206
第12節	ライフライン施設の応急復旧	207
第13節	地方公共団体等への支援	207
第1	情報収集、人員の派遣、資機材の提供等	207

第2	避難活動	208
第3	応急仮設住宅の建築支援等	208
第14節	被災者・被災事業者に対する措置	208
第1	被災者等への対応	208
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	209
第3	適切かつ公正な輸送サービスの提供	209
第15節	災害発生時における広報	209
第16節	自発的支援への対応	210
第3章	災害復旧	210
第1節	災害復旧の基本方針	230
第2節	災害復旧の実施	210
第1	災害復旧工事の早期着手	210
第2	査定の早期実施	211
第3	災害復旧の促進	211
第4	再度災害の防止	212
第3節	復旧資機材の安定的な確保	212
第4節	公営住宅の整備等	212
第5節	被災事業者等に対する支援措置	212
第7編 海上災害対策編		
第1章	災害予防	215
第1節	船舶の安全な運航の確保	215
第2節	船舶の安全性の向上	215
第3節	情報の収集・伝達体制の整備	216
第1	情報伝達ルートの確立	216
第2	情報伝達手段の確保	216
第3	多様な情報収集手段の確保	216
第4節	災害応急体制の整備	216
第1	乗船者の避難誘導體制の整備	216
第2	負傷者の搬送体制等の整備	216
第5節	代替輸送の実施体制の整備	216
第6節	被災施設の応急復旧体制の整備	216
第7節	危険物等の大量流出時における体制の整備	217
第8節	被災者等に対する支援体制の整備	217
第9節	被災者等への情報提供体制の整備	217
第10節	二次災害の防止体制の整備	218
第11節	防災訓練及び防災についての啓発活動の実施	218
第1	防災訓練の実施	218
第2	防災についての啓発活動の実施	218
第12節	海上交通環境の整備	218
第13節	防災に関する研究の推進	219
第14節	再発防止対策の実施	219
第2章	災害応急対策	219
第1節	発災直後の応急対策	219
第1	活動体制の確立	219
第2	政府対策本部等への対応	219
第3	情報の収集・伝達	219
第2節	被災施設等の応急復旧	220
第3節	代替輸送の実施	220
第4節	被災者等に対する支援体制の実施	220
第1	被災者の避難場所の提供	220
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	221
第3	適切かつ公正な運輸サービスの提供	221
第5節	危険物等の大量流出に対する応急対策	221
第6節	被災者等への迅速な情報提供	221

第7節	二次災害防止対策の実施	221
第8節	自発的支援への対応	222
第3章	災害復旧	222
第1節	被災した港湾施設等の本格復旧	222
第1	基本方針	222
第2	港湾管理者等に対する支援措置	222
第3	利用者への情報提供	223
第8編	航空災害対策編	
第1章	災害予防	225
第1節	航空機の安全な運航の確保	225
第1	航空従事者、航空保安職員の養成・教育の充実	225
第2	航空運送事業者等への安全指導	225
第3	再発防止対策の推進	225
第2節	航空機の安全性の確保	226
第3節	情報の収集・伝達体制の整備	226
第1	情報伝達ルートの確立	226
第2	情報伝達手段の確保	226
第3	多様な情報収集手段の確保	226
第4節	航空交通の安全のための情報の充実	226
第5節	空港における応急体制の整備	227
第1	利用者の避難誘導體制の整備	227
第2	負傷者の搬送体制等の整備	227
第3	消防体制及び救急医療体制の整備	227
第4	建設中の空港施設等における工事関係者の避難誘導體制の整備	227
第5	自衛隊への派遣要請	227
第6	空港緊急計画の整備	228
第6節	捜索・救難体制の整備	228
第7節	代替輸送の実施体制の整備	228
第8節	被災施設の応急復旧体制の整備	228
第9節	被災者等に対する支援体制の整備	228
第10節	被災者等への情報提供体制の整備	229
第11節	二次災害の防止体制の整備	229
第12節	防災訓練及び防災についての啓発活動の実施	229
第1	防災訓練の実施	229
第2	防災についての啓発活動の実施	229
第13節	航空交通環境の整備	230
第14節	防災に関する研究の推進	230
第2章	災害応急対策	230
第1節	発災直後の応急対策	230
第1	活動体制の確立	230
第2	政府対策本部等への対応	230
第3	情報の収集・伝達	230
第4	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	231
第2節	被災施設等の応急復旧	231
第3節	緊急輸送の実施	232
第1	基本方針	232
第2	関係事業者等に対する要請、調整	232
第3	緊急輸送に対する支援	232
第4節	代替輸送の実施	233
第5節	被災者等に対する支援対策の実施	233
第1	被災者の避難場所の提供	233
第2	被災者等に対する宿泊施設等の提供	233
第6節	被災者等への迅速な情報提供	233
第7節	二次災害防止対策の実施	233

第8節	自発的支援への対応	234
第9編 鉄道災害対策編		
第1章	災害予防	235
第1節	鉄軌道の安全な運行の確保	235
第2節	鉄軌道車両の安全性の確保	235
第3節	情報の収集・伝達体制及び災害応急体制の整備	235
第1	情報伝達ルート of 確立	235
第2	情報伝達手段の確保	236
第3	多様な情報収集手段の確保	236
第4	職員の体制	236
第4節	交通施設等における応急体制の整備	236
第1	利用者の避難誘導體制の整備	236
第2	負傷者の搬送体制等の整備	236
第5節	緊急輸送の実施体制の整備	236
第6節	被災施設等の応急復旧体制の整備	237
第7節	被災者等に対する支援体制の整備	237
第8節	関係者等への情報提供体制の整備	237
第9節	訓練及び啓発活動の実施	237
第1	訓練の実施	237
第2	啓発活動の実施	238
第10節	鉄軌道交通環境の整備	238
第11節	防災に関する研究の推進	238
第12節	再発防止対策の実施	238
第2章	災害応急対策	239
第1節	発災直後の応急対策	239
第1	活動体制の確立	239
第2	政府対策本部等への対応	239
第3	情報の収集・伝達	239
第2節	被災施設等の応急復旧	240
第3節	緊急輸送の実施	240
第1	基本方針	240
第2	関係事業者等に対する要請、調整	240
第3	緊急輸送に対する支援	240
第4節	代替輸送の実施	240
第5節	被災者等に対する支援体制の整備	240
第6節	関係者への迅速な情報提供	241
第7節	二次災害防止対策の実施	241
第8節	自発的支援への対応	241
第3章	災害復旧	241
第1節	被災した施設等の本格復旧	241
第1	基本方針	241
第2	利用者への情報提供	241
第10編 道路災害対策編		
第1章	災害予防	243
第1節	道路災害対策の推進	243
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	243
第2	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	243
第3	防災拠点の確保・整備	244
第4	ライフライン対策の推進	244
第5	防災に関する広報・情報提供等	244
第2節	危機管理体制の整備	244
第1	情報の収集・連絡体制の整備	245

第2	通信手段等の整備	245
第3	関係機関との連携	246
第4	応急復旧体制の整備	247
第5	後方支援体制の整備	248
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	248
第4節	防災教育等の実施	248
第1	防災に関する研修等の実施	248
第2	防災知識の普及	249
第3	人材の育成	249
第5節	防災訓練	249
第6節	再発防止対策の実施	250
第2章	災害応急対策	250
第1節	災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保	250
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	250
第1	災害情報の収集・連絡	250
第2	通信手段の確保	252
第3節	活動体制の確立	252
第4節	政府本部への対応等	252
第1	関係省庁連絡会議	252
第2	政府本部	253
第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	253
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	253
第7節	災害発生時における応急復旧工事等の実施	254
第8節	災害発生時における道路交通の確保等	254
第9節	二次災害等の防止対策	254
第10節	ライフライン施設の応急復旧	255
第11節	地方公共団体等への支援	255
第1	情報収集、資機材の提供等	255
第2	避難活動	256
第3	飲料水の確保、支援等	256
第12節	被災者等への対応	256
第13節	災害発生時における広報	256
第14節	自発的支援への対応	256
第3章	災害復旧	257
第1節	災害復旧の基本方針	257
第2節	災害復旧の実施	257
第1	災害復旧工事の早期着手	257
第2	査定の早期実施	257
第3	災害復旧の推進	257
第4	再度災害の防止	258
第11編	原子力災害対策編	
第1章	災害予防	259
第1節	核燃料物質等の事業所外運搬における安全性の確保	259
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	259
第1	情報の収集・連絡	259
第2	災害応急体制の整備	259
第3	緊急輸送活動支援の体制	260
第4	防災業務関係者の安全確保	260
第5	周辺住民等への的確な情報伝達活動	261
第3節	再発防止対策の実施	261
第4節	原子力防災についての啓発活動の実施	261
第5節	原子力防災に関する研究等の推進	261
第2章	災害応急対策	261

第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	261
第1	特定事象発生情報の連絡	261
第2	応急対策活動情報の連絡	261
第3	通信手段の確保	262
第2節	活動体制の確立	262
(1)	特定事象への対応	262
第1	専門家の派遣	262
第2	関係省庁事故対策連絡会議の開催	262
第3	現地事故対策連絡会議の開催	262
(2)	原子力緊急事態宣言発出後の対応	262
第1	原子力災害対策本部の設置	262
第2	原子力災害現地対策本部の設置	262
第3節	関係者等への的確な情報伝達活動	263
第3章	災害復旧	263
第12編	河川水質事故災害対策編	
第1章	災害予防	265
第1節	水質事故災害対策の推進	265
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	265
第2	環境等に係る情報収集・整理	265
第3	防災拠点の確保・整備	265
第4	防災に関する広報・情報提供等	265
第2節	危機管理体制の整備	265
第1	情報の収集・連絡体制の整備	265
第2	通信手段等の整備	266
第3	関係機関との連携	267
第4	応急復旧体制の整備	267
第5	後方支援体制の整備	268
第3節	災害、防災に関する研究等の推進	268
第4節	防災教育等の実施	269
第1	防災に関する研修等の実施	269
第2	防災知識の普及	269
第3	人材の育成	269
第5節	防災訓練	269
第6節	再発防止対策の実施	270
第2章	災害応急対策	270
第1節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	270
第1	災害情報の収集・連絡	270
第2	通信手段の確保	272
第2節	活動体制の確立	272
第3節	政府本部への対応等	272
第1	関係省庁連絡会議	272
第2	政府本部	273
第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	273
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	273
第6節	有害物質等流出時における応急対策の実施	273
第7節	災害発生時における道路交通の確保等	274
第8節	地方公共団体等への支援	274
第1	情報収集、資機材の提供等	274
第9節	災害発生時における広報	274
第10節	自発的支援への対応	274
第13編	港湾危険物等災害対策編	
第1章	災害予防	275

第1節	港湾災害対策の推進	275
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	275
第2	港湾施設の整備及び災害に対する安全性の確保等	275
第2節	危機管理体制の整備	276
第1	情報の収集・連絡体制等の整備	276
第2	通信手段等の整備	276
第3	関係機関との連携	277
第4	応急復旧体制の整備	277
第5	後方支援体制の整備	278
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	278
第4節	防災教育等の実施	279
第1	防災に関する研修等の実施	279
第2	防災知識の普及	279
第3	人材の育成	279
第5節	防災訓練	279
第6節	再発防止対策の実施	280
第2章	災害応急対策	280
第1節	災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保	280
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	281
第1	災害情報の収集・伝達	281
第2	通信手段の確保	282
第3節	活動体制の確立	282
第4節	政府本部への対応等	282
第1	関係省庁連絡会議	282
第2	政府本部	283
第5節	災害発生後の施設の緊急点検	283
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	283
第7節	災害発生時における応急復旧工事等の実施	283
第8節	災害発生時における港湾機能の確保等	284
第9節	二次災害の防止対策	284
第10節	ライフライン施設の応急復旧	284
第11節	地方公共団体等への支援	284
第1	情報収集、資機材の提供等	285
第2	避難活動	285
第12節	被災者等への対応	285
第13節	災害発生時における広報	285
第3章	災害復旧	285
第1節	災害復旧の基本方針	285
第2節	港湾等の復旧・復興	286
第1	災害復旧の促進	286
第2	再度災害の防止	286
第14編	大規模火事等災害対策編	
第1章	災害予防	287
第1節	大規模火事等災害対策の推進	287
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	287
第2	都市の防災構造化の推進	287
第3	避難地・避難路の確保・整備	289
第4	防災拠点の確保・整備	289
第5	ライフライン対策の推進	290
第6	災害時要援護者対策の推進	291
第7	農地防災等の推進	291
第8	廃棄物処理施設等の整備等の推進	291
第9	防災に関する広報・情報提供等	291
第2節	危機管理体制の整備	291

第1	情報の収集・連絡体制の整備	291
第2	通信手段等の整備	292
第3	関係機関との連携	293
第4	応急復旧体制等の整備	293
第5	緊急輸送の実施体制の整備	295
第6	代替輸送の実施体制の整備	296
第7	後方支援体制の整備	296
第3節	災害、防災に関する研究等の推進	297
第4節	防災教育等の実施	297
第1	防災に関する研修等の実施	297
第2	防災知識の普及	298
第3	人材の育成	298
第5節	防災訓練	298
第6節	再発防止対策の実施	299
第2章	災害応急対策	299
第1節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	299
第1	災害情報の収集・連絡	299
第2	通信手段の確保	301
第2節	活動体制の確立	301
第3節	政府本部への対応等	301
第1	関係省庁連絡会議	302
第2	政府本部	302
第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	302
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	302
第6節	災害発生時における応急工事等の実施	302
第7節	災害発生時における交通の確保等	303
第1	道路交通の確保	303
第8節	緊急輸送	303
第1	基本方針	303
第2	関係事業者等に対する要請、調整	303
第3	緊急輸送に対する支援	304
第9節	代替輸送	304
第10節	二次災害の防止対策	304
第11節	ライフライン施設の応急復旧	305
第12節	地方公共団体等への支援	305
第1	情報収集、資機材の提供等	305
第2	避難活動	305
第3	応急仮設住宅の建築支援等	305
第4	飲料水の確保、支援等	306
第5	消防活動への支援	306
第13節	被災者・被災事業者に対する措置	306
第1	被災者等への対応	306
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	307
第3	適切かつ公正な輸送サービスの提供	307
第14節	災害発生時における広報	307
第15節	自発的支援への対応	308
第3章	災害復旧・復興	308
第1節	災害復旧・復興の基本方針	308
第2節	復旧・復興資機材の安定的な確保	308
第3節	都市の復興	309
第1	計画的復興への支援	309
第2	復興まちづくりへの支援	309
第4節	借地借家制度等の特例の適用	309
第5節	被災者の居住の安定確保に対する支援	309
第1	公営住宅の整備等	309
第2	住宅金融支援機構による融資	310

第3	被災者等に対する相談機能の充実	310
----	-----------------	-----

第15編 その他の災害に共通する対策編

第1章	災害予防	311
第1節	災害対策の推進	311
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	311
第2	主要交通・通信機能強化	311
第3	都市の防災構造化の推進	311
第4	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	313
第5	土砂災害に対する安全性の確保	314
第6	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	315
第7	宅地造成に伴う防災措置	315
第8	鉄道の安全性の確保及び指導	315
第9	港湾施設の整備	315
第10	航空施設の整備	315
第11	避難地・避難路等の確保・整備	315
第12	防災拠点の確保・整備	316
第13	ライフライン対策の推進	317
第14	災害時要援護者対策の推進	318
第15	農地防災等の推進	318
第16	廃棄物処理施設等の整備等の推進	318
第17	防災に関する広報・情報提供等	318
第2節	危機管理体制の整備	319
第1	情報の収集・連絡体制の整備	319
第2	通信手段等の整備	320
第3	関係機関との連携	321
第4	応急復旧体制等の整備	321
第5	緊急輸送の実施体制の整備	323
第6	代替輸送の実施体制の整備	324
第7	二次災害の防止体制の整備	324
第8	後方支援体制の整備	325
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	325
第4節	防災教育等の実施	326
第1	防災に関する研修等の実施	326
第2	防災知識の普及	326
第3	人材の育成	327
第5節	防災訓練	327
第6節	再発防止対策の実施	328
第2章	災害応急対策	328
第1節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	328
第1	災害情報の収集・連絡	328
第2	通信手段の確保	330
第2節	活動体制の確立	330
第3節	政府本部への対応等	331
第1	関係省庁連絡会議	331
第2	政府本部	331
第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	331
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	332
第6節	災害発生時における応急工事等の実施	332
第7節	災害発生時における交通の確保等	333
第1	道路交通の確保	333
第2	海上交通の確保	333
第8節	緊急輸送	333
第1	基本方針	333
第2	関係事業者等に対する要請、調整	334
第3	緊急輸送に対する支援	334

第9節	代替輸送	334
第10節	二次災害の防止対策	335
第11節	ライフライン施設の応急復旧	335
第12節	地方公共団体等への支援	336
第1節	情報収集、資機材の提供等	336
第2節	避難活動	336
第3節	応急仮設住宅の建築支援等	336
第4節	飲料水の確保、支援等	337
第5節	消防活動への支援	337
第13節	被災者・被災事業者に対する措置	337
第1節	被災者等への対応	337
第2節	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	338
第3節	適切かつ公正な輸送サービスの提供	338
第14節	災害発生時における広報	338
第15節	自発的支援への対応	339
第3章	災害復旧・復興	339
第1節	災害復旧・復興の基本方針	339
第2節	災害復旧の実施	339
第1節	災害復旧工事の早期着手	339
第2節	査定の早期実施	340
第3節	災害復旧の推進	340
第4節	再度災害の防止	341
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	341
第4節	都市の復興	341
第1節	計画的復興への支援	341
第2節	復興まちづくりへの支援	342
第5節	借地借家制度等の特例の適用	342
第6節	被災者の居住の安定確保に対する支援	342
第1節	公営住宅の整備等	342
第2節	危険区域における住宅再建	342
第3節	住宅金融支援機構による融資	343
第4節	被災者等に対する相談機能の充実	343
第7節	被災事業者等に対する支援措置	343
第16編	地域防災計画の作成の基準	
第1章	災害予防に関する事項	345
第1節	災害に強い地域づくりに関する事項	345
第2節	交通利用者・被災者の安全確保	346
第3節	ライフライン施設・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項	346
第4節	緊急輸送の確保に関する事項	346
第5節	代替輸送の確保に関する事項	347
第6節	防災上必要な教育等に関する事項	347
第7節	防災上必要な訓練に関する事項	347
第8節	災害安全運動時における広報宣伝に関する事項	348
第9節	水防に関する施設及び設備の整備に関する事項	348
第10節	資機材の備蓄に関する事項	348
第11節	災害発生時において危険な区域に関する事項	349
第12節	災害に対する警戒避難体制の整備等に関する事項	349
第13節	学校、病院、工場、事業場、百貨店、旅館、地下街、高層建築物の災害予防措置に関する事項	350
第14節	住宅・建築物の安全性に対する指導に関する事項	350
第15節	地震防災緊急事業五箇年計画による施設の整備に関する事項	351
第16節	防災のための適正な土地利用の誘導等に関する事項	351
第17節	豪雪害の予防に関する事項	351
第18節	海上災害の予防に関する事項	351
第19節	航空災害の予防に関する事項	351

第20節	鉄道災害の予防に関する事項	351
第21節	道路災害の予防に関する事項	351
第22節	港湾危険物災害の予防に関する事項	352
第23節	石油コンビナート地帯等の周辺市街地における安全の確保に関する事項等災害に対する 周辺市街地の安全化措置に関する事項	352
第24節	大規模な火事災害の予防に関する事項	352
第25節	被災施設等の応急復旧体制に関する事項	352
第26節	被害情報の収集・連絡等に関する事項	352
第27節	他機関との相互応援に関する事項	352
第2章	災害応急対策に関する事項	353
第1節	災害に関する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項	353
第2節	災害発生時における災害に関する情報の収集等に関する事項	353
第3節	災害発生時における防災関係職員の参集体制に関する事項	353
第4節	災害発生時における広報宣伝に関する事項	354
第5節	避難に関する事項	354
第6節	水防活動に関する事項	354
第7節	災害発生直後の施設の緊急点検に関する事項	354
第8節	災害発生時における通信計画に関する事項	354
第9節	災害発生時における施設、公共施設の応急復旧計画に関する事項	354
第10節	災害発生時における道路交通の確保に関する事項	354
第11節	緊急輸送に関する事項	354
第12節	代替輸送に関する事項	355
第13節	建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項	355
第14節	技術者の現況の把握及びその動員に関する事項	355
第15節	災害発生時における復旧資材の需給計画に関する事項	355
第16節	水質事故発生時の防除に関する事項	355
第17節	油等危険物の大量流出による防除に関する事項	355
第18節	災害発生時における応急工事に関する事項	355
第19節	二次災害の防止に関する事項	356
第20節	ダム、堰、水門等の管理に関する事項	356
第21節	被災者への情報提供に関する事項	356
第22節	災害発生時におけるボランティアに関する事項	356
第3章	災害復旧・復興に関する事項	356
第1節	復旧に関する情報提供に関する事項	356
第2節	査定の早期実施に関する事項	357
第3節	緊要事業の決定に関する事項	357
第4節	災害復旧の促進に関する事項	357
第5節	再度災害の防止に関する事項	357
第6節	借地借家制度等の特例の適用に関する事項	358
第7節	公営住宅の整備等に関する事項	358
第8節	被災建築物等の復旧指導の推進に関する事項	358
第9節	都市の復興に関する事項	358
第10節	被災事業者等に対する支援措置に関する事項	359